

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年8月26日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
議員 榊原 一和 議員 桑澤 直亨
議員 原田 悠嗣 議員 鈴木 明子
議員 渡邊 勝巳 議員 寺門 黙
議員 小池 正夫 議員 小宅 清史
議員 大和田和男 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 萩谷 俊行
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大繩 久雄 総務部長 玉川 一雄
保健福祉部長 生田目奈若子 社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 橋本 前子 介護長寿課長 鈴木 伸一
介護長寿課長補佐 諸藤 慎一

会議に付した事件

（1）議会運営委員会委員長報告

- ・令和7年第3回定例会について
 - ・那珂市議会ハラスメント防止条例（案）について
 - ・那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- …委員長報告のとおりとする

（2）障がい者支援に係る市の独自事業の一部見直しについて

- …執行部より説明あり

（3）その他

- ・議会費補正予算について
 - ・令和6年度議会費決算について
- …事務局から説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時04分）

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

ちょっと定刻を過ぎてしまって、申し訳ありません。

早速始めさせていただきます。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

本日は、閉会中の中、ご参集賜り、ありがとうございます。

皆様も多分気がつかれたと思いますけれども、本会議場が明るくなったのが分かりましたでしょうか。電球を替えましたので、今まで結構暗かったんです。今回、水銀灯から普通の電気に替わりましたので、タブレットなんか見やすくなると思いますので、よろしくお願いいいたします。

閉会中に那珂市議会は各常任委員会が観察等しっかりと議員活動をしていただきまして、ありがとうございます。

また、本日も全員協議会、案件ございますので、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の進行は議長にお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。また、連日の猛暑、酷暑の中、公務そして地域の様々な行事等にご出席をいただいております。お疲れさまでございます。

さて、アメリカ合衆国テネシー州オークリッジ市とは国際親善姉妹都市盟約35周年を向かえております。交流事業の一つとして、先週19日から9日間の日程で本市の中学生9名を含む訪問団がオークリッジ市を訪問し、ホームステイを通じてホストファミリーとの

交流を深めるとともに、現地の中学校を訪問するなど様々な体験をしているところでございます。限られた期間とはなりますが、本市の子供たちにとりまして文化の違いを学び、国際感覚を養う貴重な経験となることを願っております。

それでは、本日の全員協議会でございますが、障がい者支援に係る市の独自事業の一部見直しについてご説明させていただきます。ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 それでは、先ほど開催をいたしました議会運営委員会の結果につきまして、ご報告をいたします。

第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和7年第3回定例会について等を審議いたしました。

本日の議会運営委員会・全員協議会共通の資料をご覧ください。

提出予定議案は、一覧をご覧のとおり、報告が3件、条例の一部改正や補正予算などの議案が11件です。いずれも第3回定例会中に上程し、資料3ページの委員会付託表（案）のとおり各常任委員会に付託し、審議することに決定をいたしました。

また、資料2ページにありますとおり、本日の全員協議会での協議、報告案件は1件であります。

次に、請願陳情でございますが、今回請願が1件、陳情が1件提出されました。申し合せ内規に基づき、取扱いについては資料4ページの請願陳情文書表（案）のとおり決定をいたしました。5ページに写しを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、一般質問は13名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては資料の8ページから通告順に記載してございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第3回定例会においては一般質問の日程を3日間とし、9月4日は鈴木議員から小池議員までの6名、9月5日は花島議員から君嶋議員までの5名、9月8日は榎原議員と寺門厚議員の2名で実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程案は別紙のとおり9月2日から9月22日までの21日間とすべきものと決定いたしました。

議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程案をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いいたします。

また、13ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきまして、一般質問重複事項のとおり、重複している内容がございます。該当する方は申し合せ内規に基づき、

質問者間で調整をお願いいたします。

続いて、15ページをお願いいたします。

茨城県市議会議長会主催の第1回議員研修会の開催になります。

今年は11月14日金曜日に開催予定であります。会場はホテルマロウド筑波になります。講師は広瀬和彦氏、演題は「議会におけるコンプライアンス」になります。今定例会中の総務生活、産業建設、教育厚生の3常任委員会において出席者を選出していただきますようお願いいたします。

次に、那珂市議会ハラスメント防止条例（案）についてになります。

昨年以来、那珂市議会ハラスメント防止条例の制定について、議会運営委員会で協議を行いました。視察研修や協議を重ね、ハラスメント防止条例を全会一致で制定する必要があると確認をいたしました。全国でも、令和6年10月時点では68条例でしたが、令和7年6月30日現在は127条例と、多くの自治体等で条例制定している状況です。以前との変更点は、第1条、以前は「この条例は議員間のハラスメント及び議員から職員等に対するハラスメント」としておりましたが、全員協議会でも、その逆もあるのではないかという議論もございましたので、今回、「議員間や職員等に関するハラスメントを防止するために」と変更をしております。

次に、那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてです。

以前より、現在の交付額では研修を行うことが厳しいとの意見がありました。研修等を行うことで議員の資質向上を図り、市民に対し還元していくことが重要であることから、交付額を以前の月2万円に戻すことに決定をいたしました。なお、政務活動の手引きについても修正することとし、今後、皆様に提示をしていきたいと思います。

いずれも9月定例会最終日に議会運営委員会から発議で提出する予定になります。よろしくお願ひいたします。

最後に、最近、当市議会では自由闊達な質疑、討論がなされており、議会活性化が著しいことで、よいことだと思います。しかし、本会議での討論等について、当議会の在り方を問われる事案がございます。所管委員会の委員が本会議で討論を行うことです。委員会主義の当市議会では、委員会においてしっかりと議論をし、議決を行い、委員長報告の中で審議内容や討論内容を報告しております。当該委員会所属の委員が本会議で討論することは委員会で十分な審議が行えていないのではないかと委員長報告に疑義が生じる可能性がありますので、当該委員会に所属の討論は控えるよう配慮をいただきたいと思います。

以上、ご報告いたします。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。何か確認はございますか。

小宅議員 今回、陳情が上がっていまして、所管が議会運営委員会になっておりますが、これは公開で行うのかと思うんですが、日程はどこに入るのでしょうか。

大和田議員 一般質問の3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと決定をいたしました。

小宅議員 ということは、9月8日の午後、13時から。

大和田議員 午後かどうかはあれですけれども、本会議終了後。

小宅議員 これは正式に日程に入ったものが後ほど配信されると理解してよろしいでしょうか。

傍聴可能なわけすもんね。

次長補佐 議会運営委員会も全員協議会室のほうで行うことはできますので、今回の傍聴も可能になると思います。

議長 よろしいですか。

小宅議員 はい。

花島議員 委員会の審議事項を本会議で扱わないという、一般質問でということの、ちょっと意味がよく分からるのは、その範囲。委員会で、例えば教育厚生委員会、私所属しているんですけれども、教育厚生委員会で広い案件があるわけですけれども、それについて全部一般質問するなどということではないですね。だとすると、じゃどこまで、例えば私個人として考えて、委員会の中で議論するまでもないけれども、ないというか、合意が得られないとか、だから自分で委員会に無関係ではないことを一般質問で言うときに。

（「一般質問じゃなく討論ですよ」と呼ぶ声あり）

花島議員 討論か。反対討論か。ごめんなさい。

大和田議員 ちょっと補足。ちょっと分かりづらかったかもしれません、花島議員の話、教育厚生の話になったんで教育厚生を例に取らせていただくと、教育厚生常任委員会が開かれて、そこでいろいろ審議をしますよね。その内容を結局本会議において委員長報告します。その後、また花島議員が討論で賛成です、反対ですというのはちょっと。委員会の報告までして、また本会議で討論するのっておかしい、おかしいというとあれでれども、という感じ。

花島議員 最初のやつは誤解で。でも、やっぱり本会議の中で自分の意見を表明するということは別におかしいとは思わないんです。

それから、若干日を改めて、委員会でこういう議論をして、例えば自分は賛成したけれども、よく考えてみたらやっぱり反対だったとか、そういうのもあり得るわけですよ、原理的に。実際、そういう場面も過去にありましたよね。だから、無駄に繰り返すなどいうのは、趣旨は分かるんですけども、一切禁止ということではないという解釈をしてよろしいですね。

遠藤議員 僕も今の案件ですが、基本的には本会議はやっぱり一番重要な会議だと思いますから、その中で個人の議員の発言をそもそも制限すべきではない。そもそもです。それに関してはどうですか。

大和田議員 もちろんその議論もございましたので、その件に関しては禁止するという話にはなってはいませんので、ご配慮をお願いできればということが。

遠藤議員 一応、配慮というのは分かりましたが、例えば、案件によって、状況によって、常任委員会では当然審議をします。徹底した審議をして、その中で採決も行って、賛成、反対というのは、これは出ますよね。出ますが、この常任委員会を市民が見られるのか、傍聴席はありますが、オンラインで公開をしていて、常任委員会の審議が市民に公開されている、明らかにされているのであれば百歩譲って分からんでもない。ただ、常任委員会は、そのやり取りはオンラインで公開されていません。なので、本会議で市民はオンラインでも傍聴でも聞ける、見られるわけです。僕ら議員は市民から負託を受けて、それぞれの採決に臨むわけで、その態度表明は、すごく大事なところを公開されていない会議のみ意見表明ができ、本会議、オンライン含め公開になっている本会議でそれを配慮してしゃべるなというのはちょっとといかがなものかと思うのですが、いかがでしょうか。

大和田議員 しゃべるなまでは言っていますが、あまり委員会で審議がされずに本会議に臨まれているという見方もできなくもない、あまりに行き過ぎたものがあればの話ですけれども。要は委員会で徹底的に審議しているはずなんですけれども、また本会議で例えばその所属の委員が賛成反対をみんなして言ったら、また本会議、委員会は何だったのという話も出てこないんですか。

遠藤議員 それは杞憂だと思うんです。そもそも常任委員会はきちんと審議をしていると僕は思っています。どの常任委員会も。なので、それは委員長の報告次第ではあると思うんですけれども、そもそもきっちり審議はしていると思います。ただ、その委員会での採決はそれぞれ態度表明はしますが、それとはまた別に、当然本会議で各議員の態度表決は、当然権利はあるわけで、そのための賛成反対の討論の権利がちゃんと明記されているわけですから、それはそんなに。例えばそういう、本会議で討論が何かあったら、ちゃんと委員会で審議していないんじゃないかという見方自体がされないように運営を考えるべきではないかと思います。いかがですか。

大和田議員 多分お互い杞憂な話をしているのかなと思うんですけども、なので止めるべきものではないんですけども、その杞憂される部分もなきにしもあらずだと思いますので。

小宅議員 例えで言えば、予算案とか補正予算案といった場合、どこに反対しているのかということはやっぱり議員としては明示すべきだと思うんです。そのためには、たとえ自分の所属の委員会で話したことであろうが、やはり本会議の場で私はここに反対だということを言う必要は、場合によっては全然あると思います。例えば、3月議会で言えば、笹島議員が令和7年度予算に反対をしたと、でもそれは4車線化に反対だという。そこかとやっぱりみんなが分かることが大事だと思うんです。そのためには、やっぱり、遠

藤議員おっしゃるように、あまり議員のあれを規制してしまう必要はないんじゃないかなと私も思います。

原田議員 僕も賛成反対の本会議での討論なんですけれども、常任委員会の中ではやっぱり委員の皆さんに自分の意見を言って説得したいという思いでやる場面があると思うんですけれども、本会議の場面で常任委員会じゃない議員の皆さんに説得できる場かなと思っていて、賛成討論、反対討論は。なので、そういう面でもなくさないでほしいなと。なくすわけではないですけれども。

大和田議員 なくす話ではないのですが、そういう杞憂される部分もありますので、ご配慮をお願いするという。

花島議員 杞憂すること自体が杞憂だと思うんですけども。やっぱりいろんな場で活発な議論があるというのが大事なことで、それが委員会だろうが本会議で繰り返しのことになるだろうが、やっぱり重要な案件だったらそういうものだと市民に思ってもらっていいと思います。

議長 申し合わせがないので。すみません、よろしくお願ひいたします。

渡邊議員 では、次の質問に入らせてもらってよろしいですか。

ハラスメント条例の件なんですけれども、先ほどの委員長のほうのお話から、議員からだけではなくて、議員へ対するというような文言もあったかと思うんですが、逆の話で。それというのは、今回の案の中には盛り込まれていない部分でよろしいんですか。意味がちょっと分からなかったんですけども。1条のどこに入っているのかちょっと分からなかつたんですけども。どうやったらそれが読み込めるのかなと。僕が見ているのが違うのか、同じだよな。あくまでもこの文言を読む限りではその部分って読み込めないんですよ。ですので、今口頭でそういうことを今後盛り込みますよという説明ということで理解してよろしいんでしょうか。

次長補佐 第1条の最初、「議員間や議員と職員等に関する」ということで、ここで議員から職員だけじゃなく、逆、職員から議員というのも入っているということで解釈していただければと思います。こちらのほうで例規のほうも通しておりますので。

渡邊議員 では、それはそういう解釈だと分かったんですけども、以前の議論の中にあったように、外部と議員という話の部分はどこに触れるようになったのかちょっとお聞きしたいです。というのは、確かに議員同士というのは分かります。議員と職員間というのも双方であるというのは分かります。では、議員に対して外部からというのは、いろんな日本中の事例を見ると特に多いのが女性議員に対するハラスメントとか、あとは若手議員に対するパワハラみたいなものがいろいろと取りざたされております。いろんな、毎日新聞に載ったりとか富山県辺りでもそういう事例があったというのも知っておりますし、2002年の朝日新聞では内閣府で1,300件ぐらいのハラスメントに対する投稿が集まっているという事実もあります。ということは、議員と議員同士、または議員と職員の

双方だけではなくて、議員と外部の、議会に関係ない外部の方からもハラスメントを受けているという事実があるんです。となれば、そこまで本来であれば規制してもよろしいんじゃないのかなというふうに前からも話をしていたかなと思うんですけども、それについてはどのようにお考えなのかをお聞きしてよろしいでしょうか。

大和田議員 その件に関しても、外部、以前市民等幅広くということも検討はしましたが、やはりまずは市、そして議員と職員という範囲を明確に定めて、それからの話ではないかなという話になりました。

渡邊議員 すみません、長くなりそうなんですけれども、条例を制定するのに問題があるのにはまずはというやり方ってあるんですか。取りあえずとかまずはという条例のつくり方つてあるんですか、ちょっとお聞かせください。

大和田議員 そういういた話もあったんですけども、ほかの事例、研修や視察等を行いますと、範囲をしっかりと定めることが重要であるということを我々議会運営委員会として学んできて、まずはと言っては何ですけれども、議員と職員という我々の、自らが先に律するということが重要であるということをしっかりと学んできました。

渡邊議員 これ最後になります。それを踏まえた上で、双方のということで、議員が受け取ることもあるよ、自分を律するだけじゃなくて相手方も必要なんだよという答弁だったんじゃないかなと今思うんですよ。要は、今回の案というのは、今まででは議員側から発するものだけを規制していたものではなくて、この議会に関わるものの中で議員が受け取るものまで規制するんだよということに改めましたというような話だったと思います。となれば、議員が受けている外部からのものは、なぜそこはやらなかったんですかというのが私の趣旨だったんです。同じことでしょう。議員だけが律するんじゃないくて、周りの者も律するということを今委員長はおっしゃっていたんですから、それは職員、議会の人間だけではなくて、外部の人間も同じことじゃないんですか、議員に対してやることなんだから。ですので、ここは私はきちんと考えていただいた上で本来は条例を制定すべきではないのかなということでお願いを申し上げます。

笹島議員 今のハラスメント条例なんだけれども、第1条、議員間と議員と職員のハラスメントを防止するということで、何で不祥事もないのにわざわざ議員の行動、言動を縛るようなことをやるのかなという。なぜやるのかなという、それが疑問なんですけれども、わざわざ何でこれつくるのかと。何か不祥事があったのかな。

大和田議員 不祥事はあるかもしれませんし、気づいていないかもしれないというところ、というよりかは、民間企業もそうですし、このハラスメントに関するここというのは社会通念上当たり前というところであります。なので、我々がしっかりと、あるいは関わらず、今後も防止するという観点も含めて、条例化を進めていきたいと思っております。

笹島議員 私らは、議員は高い倫理観を持った人たちだと思っているんです。私を含めて。だから、やっぱり議員というのは自由闊達で、こういう条例云々を、余計なものをつくって

委縮させちゃ駄目ですよ、やっぱり。もっと自由にさせなきゃいけない、それを。何でそういう、見守り隊でもあるまいし、余計なことやるのかなと思って。これ、余計なことですよ。今まで127くらいしかやっていないという、まだまだこれからのこと、もっと研究して、あと2年も3年もあれしてという、世の中がこういうハラスメント云々だからと、そういうあれに乗るようなあれじゃ、我々議員は特別ですから、特別の職業ですから、やはりしゃべって何ぼのあれですから、でしょう。態度で示すわけじゃないんですから。ですから、しっかりそういうことを自由に、やはりある程度みんな倫理観とかマナーとかは持っていますよ。だから議員をやっているんですよ。もうそういうところを尊重してやらなきゃだめだと思うんです。だから、余計なことやらないでくれるか。やめてほしい、こういうことは。私は大反対だ。

桑澤議員 私は賛成なんですけれども、ただ、大事なのは、これ制定することが目的じゃなくて、どう運用するかが一番重要だと思うんです。その観点でちょっとお聞きしたいのが、第4条に「公正な解決を図るため、議長はハラスメント相談窓口を設置するものとする」という文言があると思うんですけども、これは常に常設されたもので、誰がこれをやるのかというのも決まっているんですか。

次長補佐 こちら議会事務局が受付となって、議会事務局のほうで受付をして議長に取り次ぐといいますか、そういう形になってきます。

桑澤議員 そうした上で、議長にまずはお話がいって、議長がどういうふうにするかまず判断、一義的な判断をすると。その後に、もし必要であれば5条のハラスメント審査委員会を設置するという流れになっていくということでいいんですかね。

大和田議員 そのとおりです。

桑澤議員 そうすると、そのハラスメントの審査委員会というのはどういうメンバー構成かというのももう決まっているんでしょうか。

大和田議員 まだ決まってはいなんですけれども、予想されるのが政治倫理審査会あたりを内規として、条例から内規に落として、そういう形にしていこうという形にしております。

桑澤議員 そうすると外部の専門も入って、議員も入ったりはするんでしょうか。要は、それでしっかりと審査会を設置するという中で、さっきみたいにうやむやになっちゃうんじゃないなくて、きっちりと毅然と対応できるかどうかが大事だと思うんです。だから、その面でしっかりと運用ができるきや意味がないので、もしそういった案件があったときに、この審査会を通して毅然とした対応をしていただけるような対応を求めたいなと思っておりますので、その辺がしっかりと、長になる方も含めて、しっかりと決断を下していただきたいと。

以上です。

花島議員 私は、ハラスメントをなくすことには賛成なんですけれども、では、このように条例をつくってやるかというと、例えば今桑澤議員がおっしゃったような委員会とか調査と

か、どこまで必要なのかというのはちょっと疑問に思っているんです。なぜかというと、そもそもハラスメントの定義がはっきりしないですよね。 笹島議員はハラスメントとか、今は議会にないんだからと言っているけれども、私はそうは思っていないんです。それに近い言動というのは認めているわけで。では、それがハラスメントと言っているかといったら、私は分からないとしか言いようがない。ハラスメントいうのは多分いろいろあって、例えば本当に誹謗中傷みたいな言動は、これはよろしくないですよね。それはハラスメントと言ってもいいかもしれないけれども、一方で、例えば我々が議会でも質問なんか、議会じゃなくてもいいんですが、いろいろな場で執行部なり誰かに質問して、そのときにはぐらかすような答弁があったと。それを繰り返したら、やっぱりこれもハラスメントですよね、ある面では。それをどう考えるかといったら、これまた議論になっちゃうでしょう。そういうのをなくすべきだという趣旨は分かるんだけれども、ではそれを委員会にかけてとか訴えてどうこうというのを制度としてつくるかというと、ちょっと僕は疑問に思っているんです。だから、このまま議案では、私は賛成しない。

だた、理をもって、道理をもって、あるいは無駄な誹謗中傷をしないような言動そのものは本当に大事なことだと思っているし、自分が考える要求を通すためにもそれは必要なことだと思うんです。だから、ハラスメントをなくすという趣旨で何か条例をつくるというのはいいんだけれども、これがハラスメントだというふうに規定したりすると、例えば不快な思いというのがあるんですけども、私、自分の職業であっても、議員以外の職業にいたときも、不快な思いをするというのは職業上のリスクだと思っているんです。だから、人によってはそれで自殺までいっちゃうかもしれないんだけれども、だからそれを含めて全部ハラスメントなんて言い方されたって、何の意味があるんだって正直思うんです。だから、何か基本的な、ハラスメントをなくすために何かしましょうというのは分かるんだけれども、審査会だの何だのってどこまで必要なのということです。今までおかしな議員の言動については議長が適宜叱責したこともありますよね。全て叱責した正在しているわけじゃないですよ。そういうこともあったということで。何でここまで何か。だから、まさに桑澤議員の言っているのと全く逆のことになるんです。どういうふうに処分するんだみたいな。要するに入り口があるわけですよ、何をハラスメントと取るか。それから、ハラスメントとして制度的に扱うか。これ2段あるわけですが、その両方とも曖昧なんで、曖昧なものに対しては曖昧なやり方しか僕はないと思っているんで、このままの議案では賛成できません。

以上です。

桑澤議員 ハラスメントの問題ってかなり世代間ギャップがあって、あと、私も自分では別に若いとは思っていませんけれども、年代によってはかなり受け取り方も違って、今の若い世代なんか特に、我々では平気だったことでもハラスメントと思う世代がどうしても今世の中的に増えている状況であるわけなんで、これ審査会があることでもめるわけですよね。

ちゃんとしっかりと個別、例えば議長が単独に判断して決断を下すとかというわけでもないようになっているわけですから、しっかりとした第三者機関という審査会を通じて、本当にこれがハラスメントに該当するものか、そういったところをしっかりと踏んだ上で決断を下していただけるんであれば、それは、これは審査会って重要な審議になると思いますので、これは必ずこういうものを経ているということを前提に考えていただければ一方的な考えにならないんじゃないかなと思います。

原田議員 僕はおおむね花島議員の意見と大体同じなんですけれども、ハラスメントってハラスメントハラスメントというものとかもあつたりするんです。あるらしくて、本当に、例えば、主觀ですよね、ハラスメントを受けたかどうかというのは。例えばにらまれたとかいうこととかで、にらまれた、私はハラスメントを受けましたというふうに言ったとして、それただ見ていただけとかでもその人がハラスメントだと訴えたら審査会とかにかけることになつたら、そしたら、それ過敏に反応しているんで、それに対して訴えられたほうがハラスメントハラスメントだというふうとかになつたら本当にごちゃごちゃになつてしまつて、議会としての運営とか本来やるべき仕事というのがおざなりになつてしまうんじゃないかなという。やっぱり定義が曖昧なものなので、ハラスメントって、そこを明確に線引きするんでしたらある程度分かるんですけども、それってやっぱり誹謗中傷とかというので線引きできるのかなとか。それだったらまたハラスメントとは別だと思いますし。定義するというのは難しいものだと思うんで、やっぱり審査会とかやるとなると結構大変なことになっちゃうんじゃないかなというふうに思います。

渡邊議員 私は桑澤議員の考え方と同じ、近いほうなんです。要は、第三者委員会があるから、そこできちんと判断ができると思うんです。これは今の制度のままだったらば議長がまず一任されて、議長の主觀で考えなきゃならない部分があるかと思うんです。となれば、それが、議長も個人的なラインがあるでしょうから、これはハラスメント、ハラスメントじゃないという判断を議長が、そこで議長に責任を負わせるのもいかがなものかなと。であるのであれば、第三者機関できちんとそれは、いい悪いの判断、いい悪いとそこできちんと線を引くかどうかはあれなんですけれども、そうなれば過敏に反応して上がってきたものが全てハラスメントと認められるということがなくなると思うんです。ある程度の抑止力も働くでしょうし、そうなると今度はうかつにと言い方は変ですけれども、簡単に何事も全てハラスメント、ハラスメントという意見もなくなってくるのかなという考えです。となれば、やはりある程度の相談できる窓口があって、判断する場所がきちんと第三者的にあれば、むしろハラスメントが起きにくくなるという抑止力にはなるのかなと。むしろそちらが大事なんじゃないかなと思うんです。

そもそも問題なのは、本人がハラスメントと自覚していないというところが一番問題なので、ここを判断するのが、やはり議長一任というのはいかがなものかなというところで、この機関の在り方というのはいいかと思います。

以上です。

桑澤議員 原田議員のおっしゃることもよく分かりますけれども、ハラスメントって民間ではすごく今もっと厳しくやっているんです。我々の世界というか、議会の世界というのは比較的緩いんです。パワハラが起こりやすい環境というか、非常にそういう、はっきり申し上げてちょっと、上下関係とは言わないですけれども、そういう上に立つような場面というのがどうしても起こり得やすい環境にある。それは、どうしても自制が効かない人もいるんで、こういうものでやっぱりある程度縛っておかないと非常に危険な場面がこの世界にはあると思うんです。民間でも相当あるんで。でも、これを要はない状態で、今までやるということに対して、やっぱりこれは今の時代にそぐわない、非常にそういった、文化的に政治の世界というのはすごく遅れている。もうちょっとここら辺を配慮してうまくやらないと多分いろんな問題が出てきてしまうんじゃないかなという意味合いの背景があってのことだと思うので、もちろん過剰な、要は判断、これは本来ならばハラスメントに当たらないようなものというのはやっぱり常識的な判断でこの審査会にしっかり審議してもらえばいい話だと思うんです。これは特定の人ではなくて、ある程度の専門家も含めて、本当にこれがその処罰に値するものなのか、あるいはこれは過剰に反応し過ぎなんじゃないのという部分もしっかりと審議してもらえばいい話であって、それをただ1人の議長が判断するとか、特定の委員会だけで判断するとか、そういうわけじゃないようですから、それはここをしっかりと信用して運用していくべきなのかなと私は思います。

小宅議員 ちょっと私は違う角度から、スキームのちょっと疑問がありまして、議運で上程して、議運で議論して、全員協議会にして、最終日に採決というのはちょっとどうなのかなと。やっぱり常任委員会での審議は経ないわけですもんね。あくまで議運というのは特別委員会で、特別委員会ではないな、自治法に規定されていますから。だから、やっぱり、お手盛りじゃないですけれども、自分で上程して、自分で審議して、じゃ採決お願ひしますというのは、ちょっとスキームとしては具合が悪いんじゃないかなという疑問があるんですけども。やっぱり常任委員会にどこかかけるべきじゃないかなというふうに思います。

議長 よろしいですか。意見ですね、分かりました。

遠藤議員 確認で、今の全国で幾つか制定の例があるという話ですが、県内はどういう状況ですか。県含め、市町村の数、制定している。

議長 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時46分）

議長 再開いたします。

次長補佐 県内4条例です。

遠藤議員 4条例。別に制定しているから、具体的にどことどこというのは一応分かりますか。

事務局長 今のところ制定している、茨城県も制定しているんですけども、そのほかに、結城市、阿見町、水戸市議会、あと石岡市議会になります。

遠藤議員 分かりました。状況的にはだんだん増えているということなのかもしれません、まだ44市町村でいうと10分の1かなという感じですね。

先ほどの議論で、僕も1つ確認したいのは、議会のハラスメント条例の範疇の中で、先ほど渡邊議員が民間の方からの議員へのハラスメント、これを含めるかどうかの議論はありましたけれども、これは今、先ほどの議運の委員長の話だと、これは含めて考えると形なんでしたっけ、もう一度、確認ですけれども。

大和田議員 そういうわけではございません。議員、職員間等という、第1条どおりでございます。

遠藤議員 では、民間の方から議員へのハラスメントは、これは含めないと考えでいいんですね。

あと、さっき小宅議員から条例制定で上程できる権限として、一応議運も上程はできるということでよかったです。

次長補佐 上程はできます。

遠藤議員 分かりました。

花島議員 これ、まだ深く読み込んでいないんですけども、要はハラスメントと委員会等で認定された場合に何があるんですか。指導、助言、注意、その他って、その他がついていることがちょっと引っかかるんです。その他って何ですかというか、その他だからその他でだったら何やられるか分からないです。実は、私、裁判にかかわっていて、民間の、民間じゃないや、半分民間じゃないな。それで最高裁に今かかっているんですけども、高裁まで違法な行為があったと認められているんです。それは裁判を起こしてやっていることで、単なる叱責とかそんな範疇じゃないんです。これは今の言葉で言ったら明確なハラスメントだと思うんです。そのくらいだから、ハラスメントそのものをなくすというのは賛成だし、条例に書いてあるような研修等を行うというのは、これはやっていますね、既に。だからそれを条例に書くことは別に問題はないんだけども、やっぱり懲罰に対してその他というのは、これ駄目だよね。公表するとか何とか、そういうのはいいとしても、範疇がとにかく曖昧なものに対して、その他なんて言い方したら何やってもいいかなという話になりかねない。ハラスメントをなくしましょうという条例はいいんだが、さっきおっしゃったように委員会で認定してどうこうというと、やっぱりそれに対して、罪法定主義じゃないんですけども、刑がはっきりしていないと、その他なんていうのはそもそも、最低限それは削ってほしいです。

いろんな自治体でハラスメント条例をつくっていると聞いているんですが、でも、僕が反対しているのはハラスメント条例をつくることに反対しているんじゃないです。今回の条例には賛成できないと言っているんであって、では、ほかの自治体はどういう条例なの

かというと、多分いろいろあると思うんです。それを一緒にたにして、ほかで何条例できているからという言い方はちょっと僕は聞く気ない、正直言って。

以上です。

次長補佐 その他になってくる部分としましては、例えば今回職員から議員というのも含まれております。そうすると、議長が職員に直接指導とか注意するということはできませんので、議長のほうが市長なり執行部のほうに申入れをするということ、そこまで条例に書き込めない部分もありますと、そこはその他というふうに考えている部分はございます。

以上です。

花島議員 そういうのは駄目です。しっかり書かなきゃいけない。その他というのは、本当に文脈だけ読む人もいるわけでして、今つくったときの考え方をこうですという答弁があつても、それが残るとは限りません。実際に国政でもいろんな法令が全部ひっくり返っています。例えば、有名なところでは学術会議法の改定でも、私、最初に選挙制度から学会の推薦制度に代わるときに傍聴に行きましたけれども、その後、もう何年か経てばころころ変えられちゃっています。だから、書けないなんてことはないんで、書けないんだったら文面を考えるなり、もうそういうのはあきらめろと言いたいです。

以上です。

事務局長 その他の部分、今、総括からもあったように、職員の部分もあるんですけども、そのほかにもハラスメントのものによって必要な措置というのは変わってくる可能性があります。例えば、会議録の調整をしなくちゃならないとか、あとは懲罰とか、そういうものもありますし、そのほかにも、例えばそういう深刻なものがあった場合にはすぐに研修会とか勉強会を開くべきだとかという、その状況によって必要な措置というのは変わるとと思います。それなので、その他必要な措置というところで書かせていただいた。当然、その他必要な措置という部分につきましては、審査会とかそういったものでそのハラスメントの有無、またそういった懲罰とか処分、そういうものを含めての検討だと思いますので、そういう審査会の結果によっても変わってくるのかなというふうに考えております。

遠藤議員 今の話に関連して言うと、ちょっとそのこと、その他の範疇がちょっと多分答弁少し違っていると思っていて、第5条の第4項ですよね、今の話って。「議長はハラスメントが確認されたときは当該ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意、その他必要な措置を講じるものとする」。これは議員に対してやる措置を書いています。ただ、職員がやったものだったら、これじゃ第5項をつくって、「議長は当該ハラスメントを行った職員に対しては云々かんぬん」。それは、執行部に対して申入れをするとか。それは、職員がやったものに関しては別に第5項とか項を別に立ててやらなきゃいけないと思います。そこらに関しては、この第4項にハラスメントをした主語が議員と職員両方ここに交じっているというのは、ちょっと考え方方が違うと思いますけれども、どうなんですか

か。

事務局長 そういういたご指摘もあるかと思います。それで、最初、職員も含めてちょっとつくりっていたんですけども、総務課のほうと協議したときに、やはり議会として職員を直接処分、そういういたものはなかなか難しいと。もしするのであれば市部局のほうに申し入れをして、その原因究明、処分も含めて、そういういたものを市部局のほうに申し入れるという部分もあったので、そのところで職員自体の処分を議長が行うというのはちょっと難しいのかなというふうに考えてこういった形になっております。

遠藤議員 そう思うので5項として別立てをして、その職員には議長から執行部に申し入れるという項目をつくらなきゃいけないんじゃないでしょうかと申し上げているわけです。これじゃ足りないんじゃないんですかと言っているわけです。

事務局長 その辺につきましてもそこで読めるんじゃないかというふうに考えて。その辺は。

小宅議員 これ、どうしても今定例会に出さなきゃいけないという条例案ではないと思いますので、定例会を1回見送って、どこかでこれだけのために全員協議会を1回開くぐらいの必要があるのではないかなど今話を聞いていて思ったんですけども、いかがでしょうか。

大和田議員 大分前に皆様にご提示をしていて、我々議運も研修もやり、視察も行い、内容まで細かく研究し、今皆様に全員協議会でご提示をした次第でございます。

小宅議員 だとしても、これだけやっぱり議論が出てしまうということは、議員間の意思の統一というか、意見の統一が取れていないということなので、議員そのものを縛る条例でありますので、やはり皆さん納得しないままつくるというようなものではないのではないかというふうに思います。

大和田議員 縛るという話ですけれども、この間の研修でも縛るというより守るという話だったかと思います。この間、守るって言っていましたよ、研修の先生、このハラスメントの。ということなので、これ以上のものはないんじゃないかなという、全員納得するというのではなく、確かに非常に厳しい要件だと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

花島議員 守ると言って、縛るじゃないって、それは駄目ですよ。講習する人が言うならいいが、条例つくる人間がそんなこと言っちゃ駄目ですよ。分かりますか、言っていること。要するに、何か自己規制させるような話を社会の基準とは別なところに置いているような言い方ですよね、僕から言わせれば。規制するのはいいんだけども、そもそもこういうことやっちゃいけないんだよということをちゃんと言うのはいいけれども、それが外から裁いているんじゃなくて自らやるんだよという言い方は何かちょっと納得できません。

私はハラスメント条例に前から反対しているわけじゃないんです。出ている案に反対しているんです。これは、だから若干違うんです。ほかの人と。だから、議員間はないとか言っている人もいるけれども、僕は全然そうは思っていないくて、それに近いものはゼロじゃない、議員間でも。僕は問題にしなかったけれども。だから、考えることはいいし、ハ

ラスマントに対する社会の通念なんかをちゃんと講習するのは別に反対してこなかつたし、これからもやつたらいいと思うんですが、じゃ何かあったときどうするのというところを、委員会つくってどうのこうのと規定して、それでどれだけのメリットがあるのか僕はよく分からんないです。まさにハラスマントの定義が本人が不快になるなんて、不快になるなんてごろごろしているわけで、正直言って。本当に職務的な立場でぎしぎし追い詰められてメンタルがおかしくなるなんて。例えば、これはちょっと道がそれるに近いんだけども、原子力安全対策委員会で事業所計画を聞いていますよね。日本原電の職員が那珂市の共産党議員にと言ったら1人しかいなんだけれども、いろいろ言われてメンタルが参ったとかという話が伝わってきてるんです。そういうのまでハラスマントと言うんですかと。不快になったとかメンタルがおかしくなったって訴えられたら、そのとおりですよね、多分、嘘じゃないと。じゃ、それがハラスマントかと言われたら、僕はふざけるなと言いたくなるんです。だから、そういう幅のあることに対していちいち委員会を設けることにだってなりかねないんです。下手をすると。だから、ちょっと考えてほしい。

それから、ハラスマント防止条例って書いて、那珂市議会って書いてあるね、タイトルに。だから、那珂市議会の議員がやっちゃいけないこととして規定するんだったら、それはそれでいいけれども、さっき言ったように、何か曖昧なもので、下手すると本当に厳しい処置までできるかもしれないような条例には賛成できない。だって、その他と言った、さっきも言ったようにそれは駄目なんです。刑法だって民法だってちゃんと書いてあるんです。法解釈の部分ではいろいろあるなんだけれども、これこれの罪に対してはこれこれの範囲の罰則がありますと書いてある。これ、罪刑法定主義って言うんですけども。それがないようなものは駄目です。私は賛成できません。

以上。

笹島議員 これ、ハラスマントってとっても曖昧んですよ、人の取り方によって。先ほど言った、気に食わない、顔を見ただけでもハラスマントだという、非常に世の中それが蔓延しているんです。これは一般例として、それだけ過敏になってきてるんですよ、今、世の中が。実際は、本当はハラスマントなんかしていないんですよね。人の取り方によるんですよ、だから、本当に。気に食わない人にとってはハラスマント、感じない人にとってはハラスマントじゃないですね、好意を持っているから。非常に世の中の流れが変な方向に、世界でも類を、まれに見る、日本だけなんです。どこの国でもないんです。委縮させているんです。何で那珂市議会が44市町村の中で4つしか制定していないのに何で積極的にやるのかという、まだまだ別に、いろいろ考えて、いろんなこと聞いて、それでも遅くないんじゃないかと。本当に何か不祥事があったらすぐさまつくらなくちゃいけないけれども、何にもない、穏やかな那珂市議会ですよね。余計なことはやらないでほしいなと俺は思いながらさっきから聞いているんですけども、皆さん、いかがでしょうか。

渡邊議員 私は、ハラスマント条例の制定には賛成なんです。要は、不祥事はあると自覚して

いますんで。ただ、これだけいろんな意見が出ているということは、そもそもこの内容について審議というか、議論がされていないんじゃないか、十分じゃないんじゃないですかということは言いたいと思います。というのは、ほかの市町村がつくったから那珂市もこれでいいだろうとか、ほかの市町村を参考にするのはいいんですけども、やはりつくる以上は那珂市議会に合った内容でつくるべきであるだろうし、これだけいろいろな意見が出ているということは、この条例自体が那珂市に合っていないということだと思います。ということですので、あえて慌てて、取りあえずつくる必要はないと思いますので、そこはきちんと整理をした上で、先ほど小宅議員がおっしゃったように、きちんと議論する場を設けていただきて進めるべきだと思います。

福田議員 今回のこのハラスメントというのは、那珂市議会でこういう防止条例をつくるということが、そのきっかけというのは何だったかということが理解されていないね、これは。それと、大きな考え方の相違というのは、年代によって考え方は全部違うと思います。年代の相違というのは大きいと思います。我々の年代からいたら何だよこれはというようなことがたくさんあるんです。でも、今の社会というのはこういうことかということで、我々は歩み寄っているわけです。そういうことがなかったら、この条例なんていうのは、理解を求めなかつたら、これはなかなか成立しないですよ、これ。常識の範囲が年代によって全部違います。それと、これは相手の受け止め方、これによっても相当相違があるわけで。これなんかにも出ているけれども、第2条の一番下にも出ていますよ。要するに、相手が不快を感じたか感じないかということは、その受け止め方ですよ。だから、相当心を広く持って、今回の防止条例ということに取り組まないと、なかなかこれ理解は得られないんじゃないですか。我々、年いったものは歩み寄っているんですよ、これ。そういうこともご理解いただきたい。だから、お互いにそういうことで協力し合わないと、なかなかハラスメント防止条例というのは難しいんじゃないですか。私はそう思います。決してこのことを、反対とか何かじゃないです。理解が必要だらうと。

以上です。

議長 ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時26分）

議長 再開いたします。

障がい者支援に係る市の独自事業の一部見直しについて、執行部より説明願います。

社会福祉課長 社会福祉課長の猪野です。ほか、関係職員5名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

着座にて失礼します。

それでは、全員協議会資料、障がい者支援に係る市の独自事業の一部見直しについてをご覧ください。

現在、障がい者やその家族に対する支援は、市の独自事業のほか、平成25年に施行された障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業として実施しております。これらの事業は那珂市障がい者プランに基づいて行っており、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等の事業を継続し、障がいがあっても安心して生活ができる環境づくりの推進等、障がい福祉に係る成果の向上を図っております。

しかし、事業の中には開始から20年から50年が経過したものもあり、令和5年度に実施した行政評価に基づき、特に市の独自事業の一部見直しに向けた検討を進めていたところでございます。

このたび、那珂市障がい者プラン推進委員会でいただいた意見も踏まえ、令和8年度からの市独自事業の見直し案について取りまとめましたので、今後予定しております対応とともにご報告するものでございます。

1、概要でございます。

障がい者やその家族に対する支援は、昭和40年代から平成10年代初頭にかけて、市町村が単独事業として行っていた段階から、国・県、市町村が法律に基づいて行う段階へと変化し、さらに現在では複雑化、複合化した課題にも対応できる重層的支援体制を整備する段階へと移ってきてございます。障がい者を取り巻く環境において大きく変化した点としては、以前は障がい者の保護はその家族の責任、福祉は行政による措置とする考え方から、現在では障がいがあっても各種サービスを利用しながら地域でその人らしい生活ができるよう官民による多様な支援体制を整備するという考え方へと変化したことが上げられます。このため、市の独自事業のうち、昭和40年代半ばから事業を開始しております在宅心身障害者（児）福祉手当支給事業について、保護者に対する介護の努力義務について定めた条項を削除するとともに、支給対象者の見直しに向けた手続を進めております。また、市社会福祉協議会に委託して実施する事業のうち、民間事業者においても事業を実施している那珂市地域活動支援センターの廃止に向けた手続を進めているところでございます。

続いて、それぞれの具体的な見直し内容をご説明します。

次のページをご覧ください。

まず、在宅心身障害者（児）福祉手当支給事業の見直しについてからご説明いたします。概要です。

本制度は昭和40年代半ばに開始し、在宅心身障害者（児）の介護に当たる保護者とその家族の福祉の増進を図ることを目的に、上記の保護者に対して障がい者（児）1人につき月額3,000円を年3回支給している事業でございます。

しかし、手当の支給を受ける家族に障がい者（児）の介護に努めることを求めた条項があるほか、近年は手当支給の対象外となります共同生活援助、すなわちグループホームを利用する障がい者が増加しているなど、事業開始から50年を経て状況が変化してございます。

のことから、手当の支給対象者を令和8年度から「在宅障がい児、ただし障害児福祉手当を支給されている者を除く」のみに改め、関係する那珂市心身障害者（児）福祉手当支給条例の改正案を第3回定例会に提出し、見直しに向けた手続を進めてまいります。

2、見直し内容は、ご覧のアからウの3点でございます。

1つ目は、ア、保護者に対し、障害者（児）の介護に努めなければならぬとしていた努力義務を削除いたします。2つ目は、イ、対象者の見直しです。上段の表が現行、下段の表が見直し案でございます。このうち、網かけをした項目が見直し後の変更点となってございます。対象者を20歳未満の障がい児に限定するとともに、所得制限をなくすほか、国の制度で別に支給される障害児福祉手当の支給者は対象外といたします。次の3ページをご覧ください。3つ目は、これに伴う、条例名称の見直しです。これまでの漢字の「障害」から平仮名の「障がい」にこの機会に改めます。

次の3、スケジュールですが、まず7月29日に開催した那珂市障がい者プラン推進委員会にこのことを報告させていただきましたが、特にご意見はございませんでした。本日、全員協議会に報告し、改正条例案を第3回定例会に提出し、議決後、12月に予定している次回の給付時に該当の方にお知らせしていく予定でございます。

また、その下、参考としてお示ししているとおり、手当の支給実績、現在までの主な改正点、次のページをご覧ください。県内市町村における給付対象者の状況についてはご覧のとおりでございます。現在網かけとなっている部分は現在の那珂市の状況を示した箇所でございますが、障がい児に係る身体者障害者手帳、療育手帳、精神の程度による対象者の変更は行わず、所得制限は「あり」から「なし」へ、障害児福祉手当の併給は「可」から「不可」へ、20歳以上の障がい者に対する支給は「支給あり」から「支給なし」へ、ご覧のとおりそれぞれ県内市町村で多数を占めるほうに変更するような見直しとなってございます。

以上が手当についての説明です。

続いて、5ページをご覧ください。

那珂市地域活動支援センターの廃止についてご説明いたします。

概要です。

当施設は、障がい者の自立の促進及び生活の質の向上を図ることを目的に、平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業を統合し、平成18年4月から9月までの間は那珂市障害者デイサービス事業として実施いたしました。同年10月に総合保健福祉センターひだまり内に那珂市地域活動支援センターとして開設したところでございます。現在は創作的活動や機能訓練及び社会生活への適応訓練などを実施してございます。開設した当初の登録者は44名、当時の年間利用者は延べ5,903名でございましたが、利用者数が年々減少し、令和6年度末の登録者は11人、年間の利用者は延べ601人となってございます。近年は市が補助金を支出し

ている広域の地域活動支援センター2施設のみならず、他市にある地域活動支援センターも利用することが可能であり、また障害福祉サービス事業所数の増加や利用者の希望に沿ったサービスの利用が可能となったことで利用者の選択肢が増えている状況となってございます。

のことから、当施設は令和7年度末の廃止に向け、関係する那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の改正案を第4回定例会に提出し、手続を進めてまいります。

2、廃止時期は、ただいま申し上げた令和8年3月を予定してございます。

3、現利用者の対応につきましては、令和6年度中から地域活動支援センターの見直しの検討を行っていることのご説明を進めさせていただきました。また、去る7月10日には現利用者、ご家族、相談支援専門員の皆様を対象に説明会を実施し、廃止に向けた動きについてご説明するとともに、改めてご意見をいたいたところでございます。その中では、特に現利用者の方から、長年利用していた施設が利用できなくなり残念であるとのご意見をいただいているところでございます。しかし、平成10年代後半と比べまして障害福祉サービス事業所が増加していることなどをご説明し、那珂市社会福祉協議会や相談支援事業所にもご協力いただき、これら障害福祉サービスの利用について個別に相談させていただくことを説明してございます。

なお、7月29日に開催いたしました障がい者プラン推進委員会でこのことをご報告し、同様の意見をいたいたところでございます。

次のページをご覧ください。

スケジュールは、ただいまご説明した経緯を踏まえまして、本日全員協議会にてご報告している次第でございます。

なお、関連する条例の改正案は第4回定例会に提出し、議決後、改めて利用者の皆様等に周知させていただく予定でございます。

7ページをご覧ください。

参考としまして、1、センターの概要、ア、目的、推移、運営、イ、対象者、ウ、サービスの内容をそれぞれ記載してございます。エの実績につきましては、次の8ページをご覧ください。

上段の別表1、地域活動支援センター利用者数の推移としまして、利用者数の推移と、中段に歳出、歳入額の推移を記載してございます。1番右端の行、令和6年度は利用者合計12名、年度末には11名になってございますが、こちらの皆様にご利用いただき、延べ利用回数が601回ございました。なお、市が別途補助金を支出している広域の地域活動支援センター2施設は、合計で利用者合計が69名、延べ利用回数3,231回という実績ございました。

また、歳出額として、那珂市の地域活動支援センターの委託料は1,713万8,000円。一

方、広域の地域活動支援センターへの補助金は、2施設で828万6,000円という現状でございます。

その下の別表2、障害福祉サービスのうち、日中活動系サービス利用者数の推移としまして、地域活動支援センターをご利用いただいている時間帯に、同時間帯にご利用できるそのほかの障害福祉サービスのご利用者数の推移を記載してございます。現行の障害者支援法となりました平成25年前後からの推移を3年ごとに記載しておりますが、特に一番上の生活介護、下の段の就労継続支援B型におきまして利用者数が大幅に増加しておりまして、利用者の選択肢が増えているものと考えてございます。

9ページをご覧ください。

別表3、県内自治体の地域活動支援センターの設置状況といたしまして、県内44市町村での設置場所と実施形態を記載してございます。網かけとなっているのが現在の那珂市の状態でありますし、市内外の3施設を委託と補助を組み合わせて実施しているところでございます。これを、市外のみ、補助のみに改める予定でございます。

参考までに、別表4、障害福祉費当初予算額の推移にて、現在の障害者総合支援法となる前年の平成24年度以降、3年ごとの障害福祉費の当初予算額の推移を掲載してございます。

最後に、10ページをご覧ください。

別表5として、障害年金及び各種手当の変遷の主なものを表にまとめてございます。障がい者（児）の世帯に対する現金給付であります障害年金や各種手当の主な変遷をまとめた表でございます。

最後に、ご報告した見直しの内容につきまして、第3回定例会及び第4回定例会にて関係する改正条例を提出する予定でございます。今回の見直しに当たりまして、現在の障害福祉サービスの利用状況や支援を利用されている方のサービスの低下とならないよう丁寧に対応してまいりたいと存じます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

渡邊議員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、2ページの資料なんですが、先ほど説明のほうで所得制限は撤廃するというようなお話がちょっと聞こえたんですけども、この表の書き方、障がい児の所得制限超過者については3,000円、障がい者の所得制限については廃止と書かれているんですけども、撤廃ってどういうことなのかちょっと教えてもらっていいですか。

社会福祉課長 お答えします。

ただいまご質問のあった表でございますが、表の上部のほうが障がい児及び下段のほうが障がい者、20歳以上の障がい者としてございます。今回の見直しに当たりまして、20歳

以上の障がい者については一律で廃止をする見直しを予定してございます。障がい児につきましては継続いたしますが、所得制限を超過した方につきましては、現在ゼロ円として支給停止にしておりますが、これを所得制限を撤廃し、月額3,000円の手当を支給する。逆に、国の制度であります障害児福祉手当を受給されている方、こちらについては、現行では月3,000円を支給しておりますが、これを廃止するというような内容への見直しを予定しているところでございます。

渡邊議員 これ、差を設けた理由というのがちょっとよく分からんんですけども、所得制限というは当然本人の所得ではない、世帯の所得か何かということでよろしいんですよね。障がい児に関しては、それなりの所得がある方については3,000円を支給しますよ。ただ、障がい者に関しては家族の所得の制限があっても、そこについては3,000円の支給を廃止しますよと。なぜですか。

社会福祉課長 お答えします。

こちらの、まずお話をあったとおりの障がい者、障がい児の区別についても改めてご説明させていただければと思うんですが、今回、これらの在宅心身障害者（児）福祉手当の対象者につきましては、20歳を過ぎるとこの手当の対象者の多くが障害年金を受給できるようになることがあげられます。そういうた所得保障の観点で別の制度等がございますので、こちらの障がい者については対象外としたとおりでございます。

また、障がい児につきまして、この所得制限のほうを撤廃した理由でございますが、未成年の子供につきましては、親と一緒に暮らす、親が子の面倒を見るということは世間一般に障がい者に限らず行われていることだというふうに考えています。そういうた観点から障がい児については対象とし、所得制限による差を設けないというふうにしたところでございます。一方。障害児福祉手当の受給者につきましては、別制度の国の制度で月額で特別障害児福祉手当が現在の状況で1万6,100円が別途支給されており、またこの額につきましても毎年改定が行われているという状況がございます。そういうことを踏まえまして、こちらの別制度での対応をしている障害児福祉手当の受給者については、県内のほかの市町村の動向と同様に、今回見直しをさせていただければというふうに考えているところでございます。

渡邊議員 分かりました。障がい者については別途の違う手当のほうで3,000円以上の受給を受けてるので、これについては廃止をするということで理解しました。分かりました。

以上です。

小宅議員 ちょっと、さっき聞いていて、在宅の方は引き続きもらえるのかなというような感じで理解したんですけども。要は、在宅の方も廃止になるんですか。

社会福祉課長 お答えします。

今回の在宅心身障害者（児）福祉手当については、施設入所の方等は最初から対象外でございます。在宅の方のうち、20歳以上の障がい者については今回見直し、廃止を予定し

てございますが、障がい児につきましては、ただいま渡邊議員からご質問のありました所得制限や障害児福祉手当の受給の一部見直しはございますが、基本的には継続する予定でございます。

議長 ほかございます。

(なし)

議長 なけれは、以上で質疑を終結いたします。

議長 暫時休憩いたします。執行部の退出をお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時36分）

議長 再開いたします。

それでは、議会運営委員会委員長報告に戻ります。

大和田議員 ちょっと今、先ほど多く議論があった、整理をしていきたいと思うんですけれども、例えばハラスメントの定義が曖昧だということがあるんですけれども、もうハラスメントの定義というのは司法のほうでも、例えばいろんな規則のほうでももう今やほぼ明確に示されているという状況、社会としては、もうこれ時代の要請だというふうに思いますので、その入り口に関しては、世代間の理解が先ほどありましたけれども、あるにせよ、時代としてはもう明確になっているのではないかなという点と、あと花島議員の言ったその他というところなんですけれども、非常に条例としてなかなか中身に細かく触れるのというのは難しいから内規でどうかななんていうのもなきにしもあらずなのかなというところでございます。

また、渡邊議員からあった話ですと、これ本当に視察等いろいろな検討をしたところ、やっぱり範囲を明確にするということがこの条例の運用には必要だという結論が議運のほうでもなされました。というところだと思います。私も、今不快な思いをしているかもしれません、自分自身が。でも、これは議論の中身ですので、議論中に対する不快という思いは、それはそれぞれ違うのではないかと思いますので、この条例制定するに当たって、議員それぞれの資質の向上、そういったものが巡り巡って市政の運営に反映されてくるのではないかと。やはり議運のほうでも確認しながら進めてきた次第なんですけれども、その点でご理解賜れないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

花島議員 今おっしゃったように、世間としてハラスメントはほぼ確定しているという、その中身が条例第2条の2に相当する部分ということでしょうか。何だかんだ書いた後、「人権を侵害し、または不快にさせる行為をいう」。だとしたら、私はそもそも反対なんです。要するに、不快させる行為というのはまさにたくさんあるわけで、それはもう職務上しようがないこと、させるほうもされるほうも。そういうのはたくさんあるわけです。だから、それをハラスメントだといって扱う、それを載せること自体が僕はおかしいと思っているので。でも、言ってくるのは構わない。だけれども、ではそれに対して無限定な罰則なり

委員会を設置してどうのこうのというのが私は納得できないです。だから、何度も言うようですけれども、ハラスメントを減らすことは賛成だし、研修することも賛成だけれども、それに対して、ハラスメントはこれですよという規定が、枠を決め、なおかつ罰則を無限定にするみたいな条文には賛成できない。

以上です。

大和田議員 先ほどの第2条、不快な思い、分かるんですけれども、これもちょっと、やはり先ほどの世代間ギャップというのも少なからずあるのかなというところと。あと、入り口が曖昧というところと、出口が曖昧というのも、要はハラスメント防止条例というのはハラスメントがあったかどうかということを白黒はっきりさせるというだけではなく、やはり相談窓口を設けたり、ハラスメントに該当するかどうかというのも第三者のやっぱり意見を聞かないと、先ほどからあったように、やっている人は気づかない、そういう点もやはり第三者の目から見てそれはハラスメントだったんじゃないかな、それで促しながら、やはり議員、職員間の円滑なる市政運営に寄与していくものなのかなと思っております。

花島議員 今の答弁の中に矛盾があるんですよね。それはなぜかと言ったら、そもそも不快になること自身までハラスメントだと言っていて、じゃ委員会をつくって議論する。いや不快になりましたね、そのとおりでしょう。だって、訴えたら、不快だと言ったら、そのとおり取るしかないじゃないですか。じゃ、その後、いやこれはハラスメントです、ハラスメントじゃないですってどう判断できるですか。要するに、ハラスメントだというのはもう本人が訴えているならそのとおりじゃないですか。だけれども、それは僕は何度も言う、職業上のリスクというのがあるから、いやそれはあなたハラスメントじゃないですよと委員会は言えませんよ、定義が違うんだから。本人が不快だったらハラスメントなんだから。だから、一言言えば法のていをなしていないんですよ、要するに、規定範囲がはっきりしていて、なおかつ出口がはっきりしているというのが本来の処罰を含む法令だと思うので。気持ちを言う条例じゃなくて、罰則まであるような条例とか法はそういうものだと思うんです。だから、ハラスメント防止を考えるならもっと違うやり方をすべきじゃないかなと思う、条例の条文として。だから、依然として納得できない、一言で言えば。

渡邊議員 いろいろと委員長から説明をもらったんですけども、もう一つ、議論が尽くされていないんじゃないかというところと、それについての説明がまだなかったのかな。先ほどから言って、これだけやっていて、結局もう一回全員協議会でやらなきゃ駄目なんじゃないかという意見まであったにもかかわらず採決へ持っていくこうとする理由が分からんんですよ。なぜそんなに急ぐんですか。今まで、例えばいろんな問題が確かにありました。ただ、それについてきちんとしたルールを定める中で、これだけ議論してもいろんな意見が出ている、反対の意見まで出ている。それで、じゃ場を改めてきちんとやりましょうねというところには触れずに採決に持っていくこうとする理由が分からないです。それって何かあるんですか。

大和田議員 採決に持つていこうという考え方とかではなかったですけれども、初めに提示してから議運としても様々な研究をしていった中で示したという形でご理解賜りたいという文言になっただけなので。

渡邊議員 であるのであるならば、いろいろ議運のほうではもんだと思います。ただ、そのもんだ答えが全員協議会の中で理解を得られていないのであれば、きちんと説明をする、議論をする、その時間をつくっていただいて、結局全員に関わる問題ですから、そこを全員が納得できるような、100%というのは難しいとは思うんですけども、そういうような形のものにつくり込んだ上で話を進めていただきたいなと思いますので、もっと議論の場と時間をじっくりかけてもらって進めていただきたいと思います。

遠藤議員 正直、私は今のところ何とも、どちらともという感じではあるんですが、ただ思うのは、これ制度設計上これやるとハラスメントはまさしく不快に、僕は不快に思いましたよとなったら、これハラスメントだというふうに世間一般上も、またこれでハラスメントの文言上も書いてあるので、訴えたほうはこの審査会の中であろうとそれを訴えるだけなんですよ。これハラスメントじゃないですかと第三者の委員会もそうなっちゃって、どういう結論になるかが分からなくて、もし例えほかを見てきたというんであれば、例え審査会までやった事例とか、あとその結果がどうなったかとか、これ制度設計の話だから、場合によっては頻発される可能性もあるんです。なので、それまで考えてやると、前例としてはこれ多分理念条例なんだけれども、理念としておくのか、それとも実際実効性を担保させるのかという部分で言うと、これつくっちゃうと本当に不快だ不快だということで頻発される可能性もあるから、実際ハラスメント審査会って全国的にあったのか、どういう結論が出たのか、そこまでもちょっと本当は教えてほしいです。どうですか。

次長補佐 私のほうでもいろんな議会を調べたんですけども、そこまで実例があったということはほぼないです。幾つか忘れてしまいましたけれども、その中ではまだそこまではいっていないなんだけれどもという話が私が聞いた範囲では全てそれでした。

遠藤議員 それであれば、まず正直全国で127あるけれども、実際にそれが運用されたケースはないということであると、実際実態としては理念条例なんで、これ多分。一応何かあったときのためにつくっておこうというものであって、実際罰則規定もないし。ただ、それでは本当につくったとしてもどこまでの実効性を担保できるかというところまでいくと、本当に今つくる必要があるかどうか。実際、これ本当に何か訴えられて、審査会が開かれたとしても、審査会も平行線をたどるのではないかとか、そういうところまでいくと、あっちもこっちも出てきて、どれも結論出ないみたいな感じになってもちょっと。それがやっぱり、もう少し実例を見た上でというか、実際、ただ何かある前につくっておこうという考え方も分かるんですけども、実際それが運用されても結論が出るかどうかがなかなか難しいかもしれないなというところまで考えると、これ理念でおくんだったら理念でおく必要が

どこまであるかはもう少しちょっと那珂市議会議員全員でちょっとある程度すとんと腑に落ちたところまで持ってこないと、まだ今の段階はちょっと生煮えじゃないかなという気はしているんですが、いかがですか。

議長 暫時休憩いたします。議会運営委員会を行いますので、第2委員会室のほうにご参集いただきます。

休憩（午前11時49分）

再開（午後0時02分）

議長 再開いたします。

大和田議員 先ほど議会運営委員会を開催しました。そんな中で、先ほど遠藤議員からもお話をあったんですけども、やはりハラスメントの定義というのは様々な法律や、例えば人事院の規則なんかにも非常に細かく示されていて、それが該当しなければ、例えば第三者委員会を開いたところでそれに該当しないという話もやはりしっかりとこういった規則の中にうたわれておりますので、そういう点においては平行線になるとかならないかというのは問題ないのではなかろうかと思います。

ですが、今回、再度全員協議会を開いたところ、様々なご意見をいただきました。そういった中で、この那珂市議会ハラスメント条例は必要であるということを全員協議会の中では認識したなど。皆様もハラスメント条例は必要なんだけれども、中身についてちょっといろいろご意見があるというのを認識いたしました。それでよろしいでしょうか。

笛島議員 僕は必要ないと言ったんだけれども。

大和田議員 今1名。あと、また先輩議員には歩み寄っていただいたということもありますので、必要性も非常に重要であるということは痛感いたしましたので、再度議運を開きたい、この案件について開きたいなと思っています。その際、議運を開く前にラインワークスに今回の条例案を皆様に、条例案について、やはりここで言った言わぬで全然まとまらないこともありますので、事前にこういったところこういったところというご意見をまずいだいて、そして議運を開いて、その後また全員協議会を開いて皆様に賛否問うていきたいなと思いますので、その点でご理解賜りたいんですけども、よろしいでしょうか。

小宅議員 それはいつの、どういうタイムスケジュールですか。

大和田議員 できれば、我々今回の皆様の意見を集約するのは今定例会中でもできますので、11月の全員協議会に皆様にいろいろお諮りしたいと思いますので、その前に議運を開くので、ご意見いただければと思います。

渡邊議員 ラインワークスで書き込むというのは、ある程度の議運の素案を出したものに対して書き込むんですか。

大和田議員 前回もあったんですけども、ご意見賜ればということでラインワークス流したこともありますよ。今回が案だと思っていただいて、ご意見いただければと思います。

渡邊議員 それは今までの議事録を読み返してもらえればどんな意見が出たか分かるじゃない

ですか、まず。それをまず先にやっていただきて、その上で素案をつくってもらわなければぐるぐる回って進まないんじやないかと思うんです。今まで、結局こういう問題がありましたというのは既に議事録を見ていただければ分かると思うんです。こういう問題に対してどうするかというのを議運がまず考えないとまずいと思うんです。それを皆さんに投げかけて、どうですかというのは、議運って何なんですかとなっちゃいますよ。そこをきっちとした上で案を出していただければいいと思うんですが、いかがでしょうか。

大和田議員 それはもう既に前回お示ししたときに様々なご意見をいただきて、修正できるものは修正し、そして進めていって今回の案になったものだと思います。

渡邊議員 であれば、今回これだけの意見が出たんですから、それを踏まえた上で新しい案をつくってください。そうしなければ進まないと思います。よろしくお願ひします。

笹島議員 このハラスメント条例というのは非常に大事で重要なですけれども、これはもう議員1人1人に関わることでしょう。本当に他人事じゃないですから、ですからやはり8割以上の賛成を得ないとこれは制定するものじゃないと私は思います。私の案として。そのくらいの機運でやらないと。これは1人1人に関わることなんです。安易につくるものじゃないんです。だから、条例というのは安易につくるものじゃないんです。やはり、非常に思慮深く考えて、そして生み育てないといけないのが条例なんです。ですから、本当に真剣に考えていただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

花島議員 8割というのは別にして、慎重に考えなきゃならないというのはおっしゃるとおりだと思います。渡邊議員が言ったように、僕も今日言ったことと同じようなことは前回も言っていると思うんです。罪刑法定主義という言葉は使わなかったような気がするんだけれども。だから、いいですよ、意見を出せと言うなら出しますが、結局前と同じように、今と同じような文案で出すんだったら、私は反対に回らざるを得ません。だから、皆さんの意見は、多分渡邊議員がおっしゃったように、みんな言ったので、どうしたらいいか。出せと言うなら出します。でも、よく考えてください。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

(「政務活動費のほうか」と呼ぶ声あり)

笹島議員 これは、月1万円を2万円にするというあれですか。そうすると、余った方は返すと、前みたいなんで。分かりました。

渡邊議員 政務活動費、今まで広報広聴費と一本だったと思うんですけども、今回額を上

げることによって2つに分かれているんですが、これどういう意味なのかちょっと教えてもらってもよろしいですか。何か縛りがあるんでしょうか。

次長補佐 今後の話になってくるんですけれども、まだ決まっていませんけれども、もし使える、費目ごとに、項目ごとに使える上限を設けるとすると、広報広聴とするとちょっと幅が広過ぎると思いますので、ちょっと絞る意味で広報費と広聴費を分ければ、もし上限を設けた場合は広く使えるのかと思いましてそこは分けております。

渡邊議員 上限を設けるというのは前提で話を進めていくんですか。

次長補佐 まだ前提ではありません。ちょっと広報広聴だと幅がかなり広いので、狭めるという意味もあります。

以上です。

渡邊議員 すみません、よく分からないんです。幅を狭めるというのはどういうことなのかなと、よく分からないんですけれども。今まで結局広報広聴費という1つの大きなくくりでやっていました。その額が大きくなりますだけじゃないんですか。要は、結局、今まで月1万円だったものが2万円に改めますよということは額が倍になるわけですよね。それをあえて予算の費目ごとに区分けをして上限設定をするという意味がよく分からないんですけれども、一本化のままでは駄目なんですか。そういうわけじゃないのか、これって。

花島議員 そう意味じゃないですよね。要するに、政務活動費で報告を出すときにいろんな出費項目がありますよね。それを単に広報広聴費と今言っていたのを広報費、広聴費に分けるけれども、その他の出費項目もあるんですよ。だから、さっき議会事務局で答えた個別、項目ごとに制限という話は取り消してください。余計な話で。

渡邊議員 制限についてはまだこれからであって、これが変な話、費目が分かれて、資料と説明をしやすくするということで2つに分けたという解釈でいいんですか。分かりました。

花島議員 制限をする話は一切出ていなかったという解釈でよろしいですか。

次長補佐 まだ出ておりません。

花島議員 まだって、考えてもいないということでいいと思うんですけども、違いますか。

次長補佐 出ていません。

花島議員 了解。広聴というのは、例えば市民の声を聞いたりする場合なんだけれども、必ずそのときには自分が何やっているかとか市政が今どうなっているかというのを話しますよね。だから、そういうときに区分が分かれたときにどうしましょうかという話なんだよね。だから、本当にこれ分けていいのかどうかというのは再検討していただきたいと思います。これは希望です。

笹島議員 これ、分けちゃって、広報費というのは分かります。こっちから広報する。広聴費で、聞くだけで経費かかるんですか、これ。

遠藤議員 会場にかかる経費とか。

笹島議員 その会場費ということでいいんですね。これ、一緒にまとめちゃうというのではない

んですか。そのほうがいいような気がするんだけれども。

小宅委員 そのほうが説明しやすい。

笹島議員 分かりました。

小宅議員 条例の変更ですけれども、今回ここで出してきたということは、もうここだけしか変えませんよという解釈でよろしいんですか。これ以上の変更はしない。

大和田議員 条例においてはそういうところで、例えば内規の部分なんかではまだちょっと議論が必要なのかなと。ただ上げるというだけではなく、その中身の使途、使い道についていろいろと議論をしていこうと思っています。

議長 よろしいですか。

小宅議員 はい。

議長 では、以上で質疑を終了いたします。

その他になります。

事務局、説明をお願いいたします。

次長 それでは、私のほうから令和7年第3回定例会に提出いたします令和7年度一般会計補正予算（第4号）の議会費の部分について、それから令和6年度議会費の決算についてご説明をさせていただきます。

だたいまサイドブックスのほうに通知をいたしました資料、令和7年度議会費補正予算についてをご覧いただきたいと思います。

議会事務局職員分となりますけれども、職員人件費を50万5,000円増額する内容となりまして、内訳といたしましては職員手当等のうち、扶養手当を19万8,000円、期末手当を30万7,000円増額するものとなります。対象となります職員の職員手当等の今後の支出について総務課のほうで精査しましたところ、支出の見込みが増となりましたことから今回補正予算に計上してございます。

続きまして、令和6年度議会費の決算についてご説明いたします。

サイドブックスに通知いたしました資料のほうをご覧いただきたいと思います。

議会費の予算につきましては、全部で4つの事業となります。決算総額で言いますと1億5,173万4,052円、予算の執行率で言いますと97.26%といった状況でございます。

1ページをご覧いただければと思います。

議員人件費になります。

決算額1億3,681万122円。こちらは、議員報酬や期末手当のほか、議員共済会への負担金となってございます。なお、令和5年度決算額と比較いたしますと454万1,706円の減と記載されておりますが、こちらにつきましては議員改選に伴い新任議員の期末手当支給に係る基準日の関係により支給割合が下がり減額となったこと、それから議員共済会負担金の負担率が引き下げられたことによるものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

議会運営費になります。

決算額1,206万495円。こちらにつきましては、本会議や委員会等の議会の事務費及び議会の対外的な活動に関する経費となってございます。支出の主な内容といたしましては、定例会の会議録作成や映像配信などの業務に係る委託料、議事録作成支援システムやサイドブックス、ラインワークスなどの利用に係る使用料及び賃借料。また、負担金補助及び交付金といたしまして、国、関東、県の市議会議長会への負担金や政務活動費への支出となってございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

議員研修事業。決算額140万6,348円でございます。こちらは、各委員会における先進地視察や所管事項調査、また研修会や勉強会開催に係る経費となってございます。研修実施状況につきましては、決算資料施策調書の中ほどにございます2つ目の丸印のところに掲載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、次のページをご覧いただきたいと思います。

こちらが最後になりますが、議員広報事業。決算額145万7,087円でございます。こちらにつきましては、年4回発行しておりますなか市議会だより、それから隔年で発行してございます「ぎかいのおはなし」の印刷製本費等になってございます。

以上、簡単でございますが、令和6年度の議会費の決算の説明に代えさせていただきます。

それから、もう一つ最後に連絡事項がございます。

11月12日になりますけれども、水曜日です。開催されます那珂久慈議会議員親善ゴルフコンペについてでございます。

過日、ラインワークスの掲示板でご案内をさせていただきましたが、参加申込締切りが本日となってございます。参加を希望されます方がいらっしゃれば、この後、萩野谷までお声かけいただければと思います。

以上、議会事務局からの説明、連絡事項となります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

(なし)

議長 なければ、この件につきましては以上といたします。

次に、確認になりますが、議員各位の皆様にご連絡いたします。

会議中の私語、特に本会議での私語は、一般の傍聴者の方には議場で私のほうから静かにということを言っているんですけども、逆に市民の方から議員がしゃべっている声が耳障りだという声も実際に上がっておりますので、特に一般質問の際には私語を慎んでいただきますようよろしくお願ひいたします。

また、先日、教育厚生常任委員会、総務生活常任委員会の研修がありましたけれども、

そのときに2名の方が委員会の日程を勘違いされまして遅れたという事案がございますので、必ず日程の確認をしていただきます。それと、必ずラインワークスを確認していただけますでしょうか。やっぱり既読になっているのが事務局で全部分かれますので、前はファクスで送ってきましたけれども、それが今は全部ラインワークスになっておりますので、それを必ず確認して欠席のないようにお願いいたします。

以上になります。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

閉会（午後0時21分）

令和7年11月12日

那珂市議会 議長 木野 広宣